

# 1. 成年後見制度

## 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障がいなどにより、自身で重要な事柄を判断することが難しい方が安心して生活できるよう支援する制度です。

### 成年後見制度は、2つに分けられます

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。判断能力が不十分な方を支援する法定後見制度と判断能力が不十分になった時に備えて、自ら選んだ人と事前に契約しておく任意後見制度があります。



## 成年後見制度の類型

類型	法定後見制度			任意後見制度
	後見	保佐	補助	任意後見契約
ご本人の判断能力	欠けているのが通常の状態	著しく不十分	不十分	判断能力あり
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	全ての契約を代わりに手続きしてほしい!	重要な契約を代わりに手続きしてほしい!	難しい手続きを手伝ってほしい!	任意後見契約で定められた行為
成年後見人等が代理することができる行為 (※1)	日常の買物などの生活に関する行為以外の行為	重要な財産関係の権利を得喪する行為等 (借金、相続の承認など、民法第13条第1項に規定する行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為)	申立ての範囲内で裁判所が定める行為【民法第13条第1項に規定する行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築などの一部に限ります。)]. 本人の同意が必要です。	
	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為 (本人の同意が必要です。)	申立ての範囲内で裁判所が定める行為 (本人の同意が必要です。)	

※1 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。  
 ※ 補助開始の審判を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。  
 ※ 成年後見人には、同意権はありません。

## 後見人等の支援内容

後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」）は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮して、身上保護や財産管理を行います。

### 後見人等が行う支援の例

身上保護	サービス利用契約の手続き等 入退院に関する手続き等 福祉施設等の入退所に関する手続き等
財産管理	預貯金管理 年金受領 不動産の売買契約 税金・保険料の支払い等

- 法定後見制度の場合、後見人等の代理権・同意権・取消権は、家庭裁判所から付与された（あらかじめ認められた行為）範囲内で支援します。
- 任意後見制度の場合、事前に契約した代理権の範囲内で支援を行います。
- 本人を直接介護や身元保証をすること、医療行為の同意をすることは、できないとされています。（親族が後見人等の場合、親族として行うことはこの限りではありません。）

## 相模原市成年後見制度利用支援事業

相模原市では、法定後見制度を利用する方に対し、次のような支援をしています。

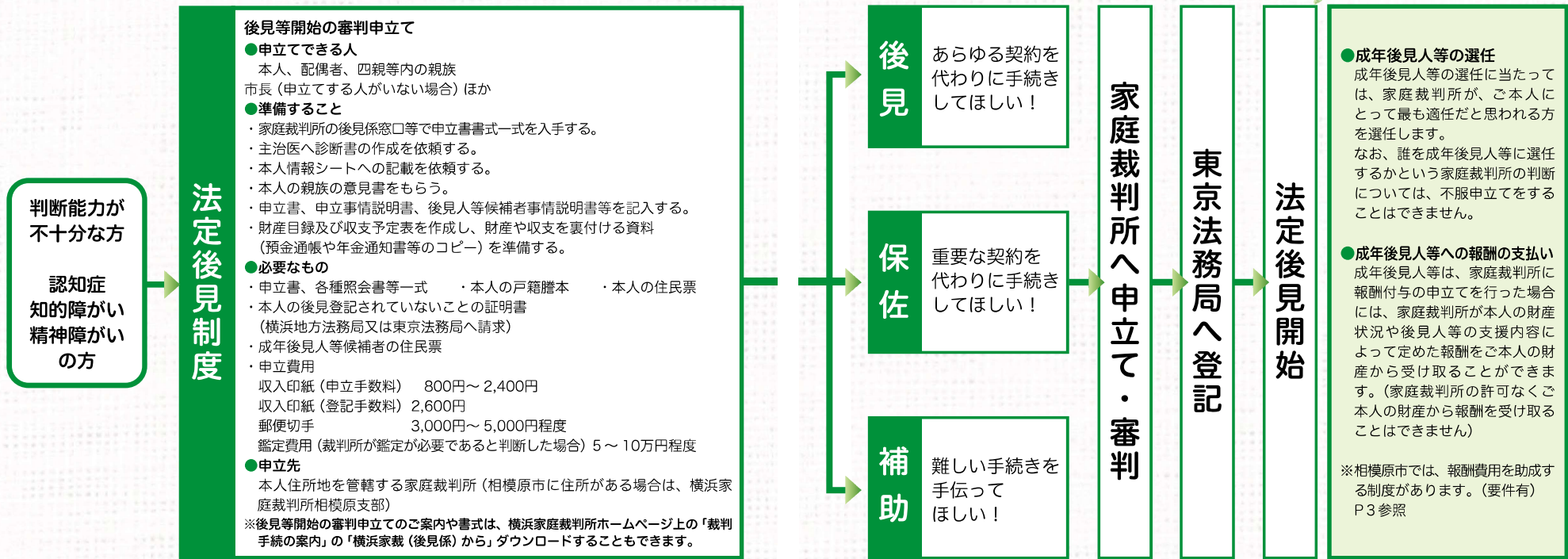
### ① 身寄りがいない方などへの市長申立て

後見等開始の申立てができる親族がいないなどの事情がある方に対して、相模原市長が家庭裁判所に申立てを行っています。

### ② 申立て費用助成、後見人等報酬助成

本人の経済的事情により申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。助成に当たっては、必要な条件がありますので、市役所の各相談窓口にお問合せください。

## 法定後見制度利用までの流れ



### ●必要性の確認

後見人等が必要とされる例のどれに該当？

- 判断能力が低下した本人の預貯金通帳をはじめとした資産の管理・解約が必要な場合
- 介護保険によるサービス利用や入所の際の契約に支援が必要な場合
- 判断能力の低下につけこんだ契約による経済的被害がある場合
- 親族から経済的虐待を受けていて、適切な福祉サービスの利用ができない場合
- 判断能力が不十分な本人の相続手続きが必要な場合

### ●審理期間（申立から審判確定まで）

全国平均審理期間は、2か月以内が約72%（※）となっています。審判の期間には、鑑定や後見人等候補者の有無が影響すると言われています。

（※）最高裁「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」参考

「知らなかった！」  
という事が無いように



### ●法定後見制度利用で何が変わるのか？

- 判断能力が低下しても、財産管理や契約等を後見人等が行えます。
- 本人が不利益になる契約を結ぶことを防ぐことができます。
- 本人が契約を結んでしまっても、不利益であることがわかれば後から解消できます。
- 判断能力が不十分でも必要な手続きや契約を進めることができます。
- 財産を詐欺や親族等の使い込みから守ることができます。
- 選任された後見人等は、毎年定期的に生活状況や財産に関する報告を家庭裁判所に対して行います。
- 後見人等は活動報酬を受ける権利があり、本人の財産から支払うこともあります。

後見制度の利用は福祉支援者と

確認・相談しながら進めましょう



## 任意後見制度利用までの流れ

判断能力が不十分になったときに備え、**自らが選んだ人(任意後見受任者)と支援内容を決め、**  
判断能力が不十分になったときに、その内容を支援してもらいます。  
公正証書による契約で決めておきます。

**判断能力が  
不十分に  
なったときに  
備えて準備**

**任意後見制度**

**委任後見契約(公正証書)**

- 契約する人  
本人  
判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ 本人が契約しておく
- 契約するために決めておくべきこと
  - ・ 本人は、誰に任意後見人になってほしいか
  - ・ 本人は、任意後見人に何をしてほしいか=支援内容
  - ・ 任意後見人の報酬
- 作成場所  
・ 最寄りの公正証書場

任意後見契約の**効力の発生**は、**判断能力が不十分になったとき**から、**終了**は、**解除・終了(死亡等)**したときです。

※それ以外の時期(判断能力が不十分になるまで・死後)については、必要に応じ、**その他 委任契約 遺言**を組み合わせる準備をします。

## その他委任契約 遺言

任意後見受任者は判断能力が不十分になったことをどうやって把握するの?	①見守り契約	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>支援方法</b> 定期的に本人と電話・訪問・面談等を行う         </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;"> <b>契約内容</b> 本人の健康状態や生活状況を確認することによって、任意後見をスタートさせる時期を判断するための契約         </div>
判断能力はあるけど、手続きできない状態になったときどうするの?	②財産管理等委任契約	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>実施時</b> 判断能力はあるが、車椅子生活・寝たきり・手が不自由で文字が書けないなどの状態になったとき         </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;"> <b>契約内容</b> 自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約。         </div>
亡くなった後の事務手続きを誰かにお願いしておきたい	③死後事務委任契約	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>死後事務の委任内容(例)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種支払い(医療費・施設利用料・家賃 等)</li> <li>・ 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務</li> <li>・ 賃借建物明渡しに関する事務</li> <li>・ 行政官庁等への諸届け事務 等</li> </ul> </div>
遺産をどのように分配するのか決めておきたい	④遺言書	死後に財産をどのように分けるか示したもの

※①～④について、無用なトラブル・リスクを減らす事ができるため、公正証書で作成する事をお勧めします。

※任意後見受任者を決められない、いない等の場合は、各士業へ相談し、紹介いただく事もできます。  
【P14・15専門職成年後見人等一覧】参照

**公証役場で任意後見契約締結**  
※1・2

**判断能力が低下してきた**

**申立てできる人**

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 任意後見受任者

**家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立て・選任**  
※3

**任意後見開始**

- ※1
- 任意後見契約書作成にかかる手数料
  - 1. 公証役場の手数料 11,000円
  - 2. 法務局へ納める印紙代 2,600円
  - 3. 登記嘱託手数料 1,400円
  - 4. 書留郵便料 約540円
  - 5. その他
- ※2
- 任意後見人への報酬費用  
任意後見契約締結時に取り決めた額
- ※3
- 任意後見監督人への報酬の支払い  
任意後見監督人は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が本人の財産状況や監督事務の内容によって定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。(家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません)

## 利用前にチェック!

A	任意後見制度の内容をきちんと理解していますか?	<input type="checkbox"/> 契約の内容は本人と任意後見受任者の双方で決めます。 <input type="checkbox"/> 判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいのか自身で決めます。 <input type="checkbox"/> 契約の内容に盛り込まれていない内容は実施されません。 <input type="checkbox"/> 契約の中に必要としていること以上のことが盛り込まれていないか、きちんと確認する必要があります。 <input type="checkbox"/> 任意後見契約は公証役場で公正証書を作成する必要があります。
B	契約の効力が生じる時期を正しく理解していますか?	<input type="checkbox"/> 任意後見契約を公正証書で作成した段階で、すぐにその効力が生じるわけではありません。 <input type="checkbox"/> 本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをする必要があります。 <input type="checkbox"/> 任意後見契約の効力が生じるのは、任意後見監督人が選任されたときからです。
C	任意後見受任者のことをよく理解していますか?	<input type="checkbox"/> 自ら任意後見受任者を選ぶことが任意後見制度の大きなメリットです。 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者は信頼できる人をお願いしてください。
D	報酬について理解していますか?	<input type="checkbox"/> 任意後見人への報酬の支払いは、任意後見監督人が選任された後から必要になります。(委任契約等は契約締結後から費用が発生するものもあります) <input type="checkbox"/> 報酬額は本人と任意後見受任者の双方で決めます。 <input type="checkbox"/> 報酬に関する公的機関の助成はありません。 <input type="checkbox"/> 任意後見監督人選任後は、任意後見監督人への報酬も必要になります。

※把握できていない部分は、もう一度確認しましょう。

任意後見制度のメリットは、自身が任意後見人

を選べること、支援内容を決定できることです

## 受任調整会議

### ●成年後見人等候補者選定のための受任調整について

センターでは、以下の通り成年後見人等の候補者について、選定することを行っています。



本人にふさわしい後見人等候補者（専門職団体等）を検討・選定し、家庭裁判所に対し候補者として推薦するものです。

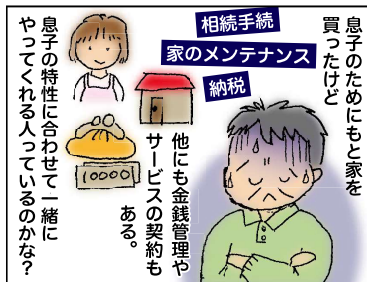
#### 対象は

本人申立、親族申立及び市長申立のうち、次のいずれかに該当し、支援機関<sup>(※)</sup>から相談があった方を対象とします。

- 申立人が後見人等候補者を探ることができない場合
- 本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者を選定できない場合（判断に迷う場合も含む）

例えば・・・

- ・整理すべき課題が多岐に渡り、誰に候補者依頼すべきか分からない
- ・申立人が本人の事を良く知らないので、候補者選定できない
- ・申立人が遠方な為、候補者選定が困難



#### 留意事項

- 本人情報シートや診断書の写し等、必要に応じて提出を求める書類があります。
- 申込の受付から候補者を推薦するまでには、概ね1～2か月程の期間が必要になります。
- 受任調整会議を開催し検討をする場合には、原則として支援機関等の職員に出席いただきます。
- 後見人等の選任は家庭裁判所が行います。そのため、センターにて推薦した候補者が選任されない場合もあります。



### 受任調整会議（成年後見人等候補者選定・市民後見人等選考）を利用するには

まずは、さがみはら成年後見・あんしんセンターにお問合せ、ご本人に関わる支援機関<sup>(※)</sup>から必要書類をセンターへご提出

ください。ご相談の内容から受任条件と見込まれる場合には、出頂きます。

※支援機関：一次相談窓口（P12参照）、介護支援専門員、相談支援専門員 等



### ●市民後見人等選考について

#### 市民後見人とは？

市民後見人とは、相模原市が実施する市民後見人養成研修を修了し、成年後見人等として必要な知識を身に付け、家庭裁判所から成年後見人等として選任された方です。他の後見人（親族や専門職）と同じ権限を持って、成年後見活動を担います。



#### 相模原市の市民後見人の特徴は？

養成研修を修了し、登録している市民個人による受任を基本としており、また市から活動費が支弁される代わりに報酬を被後見人に対し求めないことを条件にしていることが特徴です。



#### 市民後見人が受任するケースは？

相模原市では、市民後見人が後見活動を担うケースについては、以下のような要件としています。

受任要件
身上保護が中心となる
家族や親族、財産等の紛争性やトラブルがない
居住先が確保されている（在宅・施設含む）
多額の資産を有していない
相続や債務整理等の法的な手続きが完了している





よくある質問



**Q1** 後見人等には、どのような人が  
なりますか？

後見人等になるために特別な資格は、必要  
ではありません。本人を身近に支援できる人  
として、親族がなることができます。

また、弁護士、司法書士、行政書士、社会  
福祉士、税理士等の第三者の専門家に依頼する  
こともできます。

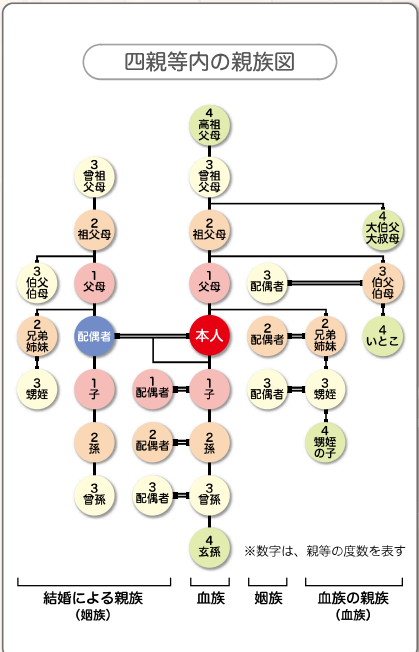
相模原市では、平成27年9月より市民後見  
人養成研修がスタートし、すでに多くの方が  
研修を修了し、身寄りのない方などの後見人  
として活動しています。

※後見人等は、定期的に家庭裁判所へ業務報告を  
行う義務があります。

**Q4** 後見人等の業務は、  
いつ終了するのですか？

後見人等の業務は、基本的に本人が亡くなる  
まで続きます。ただし、後見人等が病気など  
の理由で業務の遂行が困難になったときなど、  
特別な理由がある場合には、家庭裁判所の  
許可を受けて、辞任することができます。

**Q5** 申立てができる人の中に四親等以内の  
親族とありますが、その範囲を具体的に  
教えてください。



裁判所のホームページでも詳しく  
紹介されています。

後見ポータルサイト 検索

**Q2** 専門職に後見人候補者をお願いする  
場合、専門職ごとに得意とする分野を  
教えてください。

- 弁護士** 管理財産が高額／債務整理・  
交通事故等の法的対応が必要／  
虐待がある等、複雑で困難な場合
  - 司法書士** 不動産の相続、売買／債務整理／  
遺産分割協議がある場合
  - 行政書士** 官公署への申請等による財産管理  
や身上保護を必要とする場合
  - 社会福祉士** 身上保護が中心の場合
  - 税理士** 不動産取得、譲渡所得、相続税  
等、税金に関係する場合
- ※詳細はP14、15へ

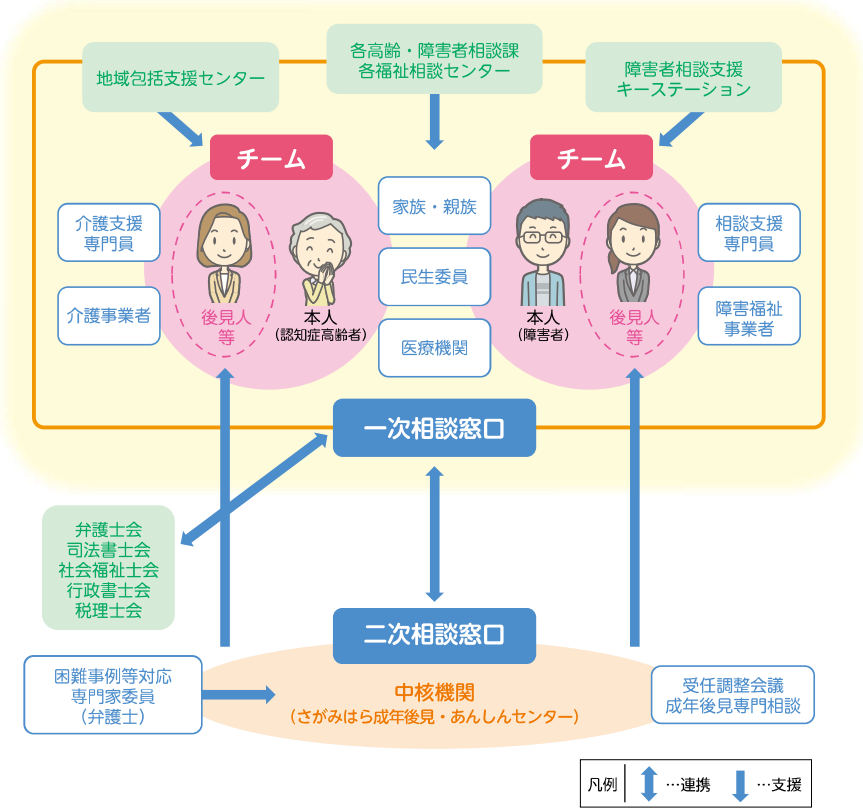
**Q3** 申立ての取下げはできますか。

申立ての取下げについては家庭裁判所の許可  
が必要となります。  
成年後見人等の選任に関する不満を理由と  
した取下げは、本人の利益に配慮して、原則  
として許可されないと考えられます。

2. 相談・問合せ先

さがみはら成年後見・あんしんセンターは、権利擁護支援の地域連携  
ネットワーク構築の一環として、成年後見制度の利用促進を目指す  
中核機関です。一次相談窓口 (P12参照) の支援を行う「二次相談窓口」  
を担っています。

成年後見制度と権利擁護に関する相談体制 イメージ図



※『チーム』：ご本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなって日常的に見守り、  
ご本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うことが求められます。  
※『一次相談窓口』：福祉・専門職団体が協力してチームを支援する、身近な相談窓口を指します。  
※『二次相談窓口』：チーム及び一次相談窓口に対するバックアップ支援を担います。

## 一次相談窓口

### 相模原市役所の相談窓口（各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター）

	高齢福祉班	身体・知的福祉班	精神保健福祉班
緑 高齢・障害者相談課	☎042-775-8812	☎042-775-8810	☎042-775-8811
城山福祉相談センター		☎042-783-8136	
津久井高齢・障害者相談課	☎042-780-1408 (地域・高齢福祉班)		☎042-780-1412 (障害福祉班)
相模湖福祉相談センター		☎042-684-3215	
藤野福祉相談センター		☎042-687-5511	
中央高齢・障害者相談課	☎042-769-8349	☎042-769-9266	☎042-769-9806
南 高齢・障害者相談課	☎042-701-7704	☎042-701-7722	☎042-701-7715

### 地域包括支援センター

高齢の方につきましては、お住まいの近くの地域包括支援センターで相談をお受けします。

緑 区	橋本地域包括支援センター	☎042-773-5812	南 区	大野中地域包括支援センター	☎042-701-0511
	相原地域包括支援センター	☎042-703-5088		大沼地域包括支援センター	☎042-705-5435
	大沢地域包括支援センター	☎042-760-1210		大野台地域包括支援センター	☎042-758-8278
	城山地域包括支援センター	☎042-783-0030		大野南地域包括支援センター	☎042-767-3701
	津久井地域包括支援センター	☎042-780-5790		上鶴間地域包括支援センター	☎042-767-2731
	相模湖地域包括支援センター	☎042-684-9065		麻溝地域包括支援センター	☎042-777-6858
中央 区	藤野地域包括支援センター	☎042-686-6705	新磯地域包括支援センター	☎046-252-7646	
	小山地域包括支援センター	☎042-771-3381	相模台第1地域包括支援センター	☎042-767-3888	
	清新地域包括支援センター	☎042-707-0822	相模台第2地域包括支援センター	☎042-741-6665	
	横山地域包括支援センター	☎042-751-6662	相武台地域包括支援センター	☎046-206-5571	
	中央地域包括支援センター	☎042-730-3886	東林第1地域包括支援センター	☎042-740-7708	
	星が丘地域包括支援センター	☎042-758-7719	東林第2地域包括支援センター	☎042-705-8278	
	光が丘地域包括支援センター	☎042-750-1067			
	大野北第1地域包括支援センター	☎042-704-9551			
	大野北第2地域包括支援センター	☎042-768-2195			
	田名地域包括支援センター	☎042-764-6831			
上溝地域包括支援センター	☎042-760-7055				

### 障害者相談支援キーテーション

障害のある方につきましては、障害の種別に関わらず、お住まいの区の障害者相談支援キーテーションで相談をお受けします。

緑障害者相談支援キーテーション	☎042-703-0150
南障害者相談支援キーテーション	☎042-705-5960

## 二次相談窓口

### さがみはら成年後見・あんしんセンターの中核機関としての事業内容

#### 講師派遣

成年後見制度の普及を目的とした講座の開催や施設、団体等が実施する講座へ講師派遣を行います。

#### 一次相談窓口向け研修会の開催

地域包括支援センターや障害者相談支援キーテーション等、一次相談窓口を担う機関の職員に対する研修会を定期的に開催します。

#### 専門的な相談

##### ● 成年後見専門相談

成年後見制度や成年後見人等の業務に関する相談に司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士が応じます。

**対 象** ・親族後見人等として市内で活動する方 ・福祉職として成年後見制度に関わる方  
・制度の利用を考えている方

**相 談 日** 原則毎週木曜日(月4回) お一人30分(予約制)

##### ● 困難事例等への助言

一次相談窓口から寄せられる成年後見制度利用に関する複雑・困難なケース等に対し、適宜、市が設置する困難事例対応専門家委員の支援を得ながら助言等の対応をします。

#### 権利擁護にかかわる法律相談

##### ● 権利擁護相談

財産・相続・人間関係の困り事等の相談について、弁護士が応じます。

**対 象** : 高齢者、障がいのある方とその家族

**相 談 日** : 月1回(第4火曜日) お一人40分

#### 受任調整会議

- 成年後見人候補者選定のための受任調整(P8参照)
- 市民後見人等選考(P9参照)





## 専門職成年後見人等一覧

### 弁護士

#### 神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり

無料電話相談（20分無料）、事務所来所相談（30分無料）、出張相談（有料）を行っています。

**受付電話 ☎045-211-7720（平日の9時30分～12時、13時～16時30分）**

神奈川県弁護士会の常設機関として、弁護士が、判断能力に不安のある高齢者・障がい者の方々、そのご家族・支援者の皆様に対し、成年後見制度を中心とした権利擁護活動を包括的・専門的に実施しています。弁護士は、遺産分割、交通事故、債務整理などの法的問題解決が必要な成年後見人の実績が豊富です。そのほかに多様な財産の管理が必要な場合や親族が後見人を務めるときの後見監督人など、幅広いニーズに対応可能です。

#### ●紹介までの期間

お電話にてお申込み後、受付日の翌日までに担当弁護士よりお電話します。ご希望により、電話相談、面談相談が可能です。

※実際に候補者となることができるかどうかは、担当弁護士との相談の中で協議して決めます。

#### ●任意後見人の紹介

神奈川県弁護士会法律相談センター（☎045-211-7700）にて対応します。  
「任意後見に関する法律相談」とお申込みください。

### 司法書士

#### 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部

後見人等候補者名簿に登録されている司法書士による無料の相談窓口を開設しています。

**電話相談／専用電話 ☎045-663-9180（月・金の15時～17時、水の10時～12時）**

**面談相談／申込電話 ☎045-640-4345（面談時間 水の15時～17時） 要予約**

※面談は、神奈川県司法書士会館のほか、市内にあるリーガルサポート所属の司法書士事務所でも実施しています。

成年後見業務を担う会員（司法書士）で組織する法人です。法人は、会員を指導監督して、一定の研修を受けた会員を候補者名簿（2年毎更新）に登録しています。

成年後見人等の候補者には名簿登録された会員を紹介しています。

不動産登記申請業務は司法書士の主要な業務であり、不動産の売却や管理が必要な事案を受任することが多いです。また、相続登記も業務であり、相続が発生している事案や財産管理が複雑な事案なども受任することが多いです。

●紹介までの期間 概ね2週間程度 ●任意後見人の紹介 可能

### 社会福祉士

#### 公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

後見活動を行っている社会福祉士による無料相談窓口を開設しています。

**専用電話 ☎045-314-5500（電話相談）火・木の14時～17時**

**（面接相談）火・木の13時～14時 要予約**

**（出張相談）初回相談料無料（交通費相談者負担）**

社会福祉士は、広く福祉に関する相談に応じ必要な助言や関係者との連携・調整により必要な援助を行う専門職です。社会福祉士会の会員の内、一定の研修を修了した会員を名簿に登録し、成年後見人等の担い手として活動しています。幅広い福祉の専門知識と経験を活かし、特にご本人の意思を尊重し、その方の立場に立ったきめ細かな身上保護を行います。

●紹介までの期間 概ね2週間程度（依頼集中時、1か月程度かかる場合あり）  
●任意後見人の紹介 可能

### 行政書士

#### 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部

専門の行政書士が成年後見に関するご相談や後見人等の推薦依頼に応じています。

**コスモス無料電話相談／専用電話 ☎045-222-8628（平日の13時～16時）**

※面談による相談も受け付けています。予約制

当団体の会員は、地域密着型の国家資格者（行政書士）として、日頃より市民の皆様と行政の橋渡しの役割を担っており、成年後見活動においても、財産管理のみならず身上保護を重視していることが大きな特徴です。

**<受任例>** ○身寄りのない方も地域の中で安心して暮らせるよう、行政や医療福祉職等と連携して支援する。  
○経済的余裕がない方の生活の安定に資するため、各種制度やサービス利用の諸手続きを行う。  
○住まいに関する様々な契約や相続手続き等を行う。

●紹介までの期間 概ね2週間程度 ●任意後見人の紹介 可能

### 税理士

#### 東京地方税理士会 成年後見支援センター

面接又は電話により、成年後見制度や後見人の推薦などの相談に応じています。

**相談専用電話 ☎045-315-2070（第1～第4水の10時～12時、受付は10時～11時30分）  
13時～16時、受付は13時～15時30分）**

**候補者についての相談 ☎045-243-0511（業務課）9時～17時**

私たち税理士は、事業を営む企業の決算申告、税額計算すると同時に、その財務・経営についてチェックをしています。また個人の方々の資産管理などのお手伝いをしております。その豊富な経験を生かして、成年後見制度をサポートして行きたいと考えています。

●紹介までの期間 概ね2週間程度 ●任意後見人の紹介 可能



## 後見等の申立てをするとき

**横浜家庭裁判所 相模原支部 ☎042-716-0181** 相模原市中央区富士見6-10-1

後見等を受ける方の住民票上の住所が相模原市と座間市の方が管轄となります。



## 任意後見契約をするとき

**相模原公証役場 ☎042-758-1888** 相模原市中央区相模原4-3-14 第一生命ビル（5階）

任意後見契約をする際は、事前に電話で連絡してください。



お問い合わせ

社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会

**さがみはら成年後見・あんしんセンター**

〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館2階

電話：042-756-5034 FAX 042-759-4382

メールアドレス anshin@sagamiharashishakyo.or.jp

